平成２７年（フ）第１８４号
千葉県柏市旭町５丁目３番３号　ユーネスハイツパートⅠ―103号
債務者　岩崎　道孝
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１３１号
神奈川県厚木市三田南３丁目８番６号
債務者　大澤　　和
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４６号
神奈川県平塚市四之宮６丁目３番８号
債務者　相原　一樹
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１７９号
神奈川県厚木市旭町４丁目６番４号
債務者　中野　早紀
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２１号
神奈川県平塚市平塚２丁目48番13―２号　フレンズ202
債務者　戸田　　昌
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４８号
神奈川県小田原市栢山382番地の１　ファウンテンハイツ202号室
債務者　菊地　広樹
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1202番地の３　ハイツ菅原210
債務者　安里　昇吉
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１６５号
神奈川県中郡大磯町東町３丁目８番７号、前住所神奈川県中郡大磯町東町３丁目15番19号
債務者　島津　雄介
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８０号
神奈川県小田原市栢山2917番地の15　報徳マンション104号
債務者　小林　知昭
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８１号
神奈川県小田原市栢山2917番地の15　報徳マンション104号
債務者　小林美枝子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７６号
広島県府中市本山町461番地２
債務者　宮坂ひとみ
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３７号
青森県弘前市大字大沢字寺ケ沢81番地３、前住所東京都町田市小山町2616番地１　ベルヴェデーレ116
債務者　成田　大輔
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５３号
青森県黒石市八甲94番地11
債務者　佐藤　文雄
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５４号
青森県黒石市錦町35番地５　吉野アパート202号、住民票上の住所青森県黒石市八甲94番地11
債務者　佐藤　光男
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５９号
青森県弘前市大字桔梗野５丁目１番13、住民票上の住所青森県中津軽郡西目屋村大字大秋字開野58番地64
債務者　川田　輝美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第６２号
神奈川県逗子市逗子４丁目７番11号
債務者　真瀬　智弘
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第６７号
神奈川県平塚市高村26番地　高村団地46―201
債務者　大友　節子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部